

日向市立小中学校

準公金取扱マニュアル

準公金取扱スローガン

- ① 保護者負担の軽減
- ② 計画的・効率的な執行
- ③ 学校に現金を置かない
- ④ チェック体制の充実

1. 日向市立小中学校準公金取扱要綱（1・2）
 2. 日向市立小中学校準公金取扱要綱の解説（3・4）
 3. 日向市立小中学校の教育活動における私費負担に関する指針（5）
 4. 日向市立小中学校の教育活動における私費負担に関する指針（解説編）（6）
 5. 支出調書標準様式（7）
 6. 支出証明書標準様式（8）
 7. 日向市立準公金会計標準処理手順（9・10）
 8. 準公金取扱要綱ステップアップ表（段階的導入の目安）（11）
-] 日向市教委通知
-] 日向市共同実施主任会策定

平成28年2月24日

日向市共同実施主任会

日向市立小中学校の教育活動における私費負担に関する指針（主任会の努力事項）

日向市共同実施主任会

1 目的

この指針は、日本国憲法、学校教育法、その他の法律に基づき、日向市立小中学校における教育活動に要する経費のうち、児童生徒の個人負担（私費負担）とすべきものの基準を示すものであり、この基準に合致しないものは原則として公費負担となる。

2 例示品の拡大

この指針で例として示している具体的な物品や役務、及び活動等は、あくまでも一例であり、これ以外の物を私費負担とすることを妨げない。但し、保護者負担軽減の観点から、個人負担を拡大することは慎重に行う必要がある。

3 公費予算化が困難なもの特例

公費負担とすべきもので、制度上の制約で公費予算化できないものについて、必要な場合は例外を認める。

4 禁止事項と予算措置

私費負担の禁止事項は、日向市の財政状況や教育施策の内容に沿って、法律の規程等によらず申し合わせ事項として定めるものであり、学校及び教育委員会にはそのための予算措置を求めることする。

5 公費負担の拡大

この指針の基準や、禁止事項の範囲を超えて公費負担を拡大することは、各学校長の判断で可能とするが、各学校の予算状況や他の学校との均衡等を勘案し、慎重に行う。

6 個人負担（私費負担）の基準

| | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------|----------------|--|--|--|--|
| ①児童生徒個人の所有物として、家庭・学校いずれでも使用できるもの | | | | | | |
| 例示品目 | 制服 体操服 筆記具 ノート 参考書 辞書 カバン等 | | | | | |
| ②学年、学級等の集団全体が個人の教材・教具として使用するもの | | | | | | |
| 例示品目 | 副読本 資料集 ワークブック 実習（材料）費 | | | | | |
| ③教育活動の結果として生じる利益が児童生徒個人に還元されるもの | | | | | | |
| 例示品目 | 校外活動 修学旅行 鑑賞教室 | | | | | |
| ※法律によるもの | | | | | | |
| | 給食費 | ・・・学校給食法第11条 | | | | |
| | スポーツ振興センター掛金 | ・・・スポーツ振興センター法 | | | | |

7 私費負担の禁止

《当面は努力事項》

日向市立小中学校において次の経費を私費負担とすることはできない。

- 1 児童生徒用図書購入費
- 2 諸検査
- 3 宮崎県小・中学校教育研究会会費
- 4 各種研究会負担金・研修会参加資料代
- 5 給食運営に係る消耗品費

※共同実施主任会申し合わせ 平成27年11月26日

8 策定 平成27年12月17日



私費負担禁止についてのアンケート



以下は、日向市の私費負担禁止(当面は努力事項)となっている品目です。
現在、あなたの学校では、以下の経費をどの予算で負担されていますか。
該当する欄にシールを貼ってお答え下さい。



| | 公費のみ | 私費のみ | 公費+私費 |
|------------------------------------|------|------|-------|
| 児童生徒用図書 | | | |
| 諸検査 <small>(学力検査・知能検査等)</small> | | | |





私費負担禁止についてのアンケート

以下は、日向市の私費負担禁止（当面は努力事項）と定めている品目です。
現在、あなたの学校では、以下の経費をどの程度で負担されていますか。
該当する欄にシールを貼ってお答え下さい。



児童生徒用図書

学習参考書

公費のみ

私費のみ

公費+私費

